

ア 有害使用済機器保管等届出書（第1面）の記載例

<p>大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長</p> <p>届出書を提出する各所轄官庁の長を記載して下さい。</p>		<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p>殿 ○○年○○月○○日</p> <p>届出者 住所 〒540-0012 大阪市中央区大手前○丁目○番地○号 氏名 ○○産業株式会社 代表取締役 大阪 花子 電話番号 ○○-○○○○-○○○○</p>	
<p>・届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書に記載されている本店住所・名称を記載して下さい。 ・届出者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。</p>		<p>の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器)</p> <p>処理の区分 ○保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)</p>		
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 ○○事業場 電話番号 ○○-○○○○-○○○○ 大阪市中央区大手前○丁目○番地○号</p>		
	<p>事業場 同上 電話番号 同上 面積 ○○○ m²</p>		
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地：同上 面積：○○m²、最大高さ 5m 保管量 m³ 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器</p> <p>保管場所② 所在地：同上 面積：○○m²、最大高さ 3m 保管量 m³ 品目：ゲーム機、デジタルカメラ等、施行令第16条の2第21号～32号の機器</p>		
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください</p>		
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください</p>		
<p>※事務処理欄</p>	<p>行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名等を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。</p>		

イ 有害使用済機器保管等届出書（第2面）の記載例

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇産業株式会社		〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本産業規格 A列4番)